

(一社) 多治見市観光協会推奨品制度要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、(一社) 多治見市観光協会(以下、「当協会」という)が市内における郷土色豊かな市産品を「(一社) 多治見市観光協会推奨品」(以下、「推奨品」という)として認定することにより、市産品の発掘・育成・振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における「市産品」とは、第3条に定める資格を有するものが生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので、最終消費者が使用・消費する加工食品、民・工芸品及びその他雑貨製品とする。

(申請者資格)

第3条 推奨品の認定の申請をすることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 当協会の会員である者。
- (2) 第4条で定める選定の対象となる市産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う者。
- (3) 過去3年に、社会的に信頼を失うような法令違反または事故がない者。
- (4) 製造又は販売において法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けたものであること。

2 前項の規定に関わらず(一社) 多治見市観光協会会長(以下、「会長」という。)が推奨品の認定の申請者として認めた者。

(対象商品)

第4条 推奨品として認定の対象とする製品は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。なお、同様の製品と認められる場合に限り、味・種類等の種別に関わらず、一つの製品として申請を行うことができる。

- (1) 本要綱で定める市産品であること。
- (2) 他の推奨品制度もしくは、それに類する制度において認定を受けていないこと。
- (3) 安定的に本市内で購入可能であること。
- (4) 関係法令に違反しないものであること。

2 推奨品対象は前項に該当する市産品であるが、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 木材及び樹木、草木、種苗。
- (2) 住宅・建築資材の一部。
- (3) 医薬品及び医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品。
- (4) 工業用機械及び部品に類するもの。
- (5) その他、会長が市産品としてふさわしくないと判断するもの。

(認定基準)

第5条 推奨品の認定基準は、別表1に定める通りとする。

(認定の申請)

第6条 推奨品の認定を受けようとする者は、「(一社)多治見市観光協会推奨品認定(更新)申請書」(様式第1号)を会長が定める期間中に申請しなければならない。

2 申請者は認定を受けようとする商品の現物を提出するものとする。

(1) 賞味期限・消費期限等定められた期限のある食品等については(一社)多治見市観光協会推奨品審査会(以下、「審査会」という。)の開催に合わせて、現物を提出するものとする。

(2) 前号のように定められた期限のない商品、若しくは長期間の保存が可能な商品については、前項の申請と同時に現物を提出できるものとする。

3 前項の各号いずれの場合においても、審査結果の如何に関わらず、現品は返却しないものとする。

(審査会)

第7条 審査会は次の各項に基づいて設置するものとする。

2 審査会の審査員は5名以内をもって審査会毎に会長が選任する。

3 審査員は次の各号に掲げる者の内から選任する。

(1) 当協会の理事又は会員。

(2) 申請者と直接的な利害関係にない等、公正な立場にある者。

(3) 市産品に関して見識がある者。

(4) その他、会長が審査員として適任であると認めた者。

(審査)

第8条 会長は第6条の申請があったときには、第3条及び第4条に規定する要件を満たすものについて、第5条に規定する認定基準に関する審査を審査会に付託するものとする。

2 審査会は、前項による付託があった時には、申請書類その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を理事会に報告、総会にて公表するものとする。

3 申請者は審査が円滑に行われるように協力するものとする。

(認定)

第9条 会長は、審査会の認定審査で認定要件に適合すると認められたときは当該市産品を推奨品に認定し、当該申請者に対して「(一社)多治見市観光協会推奨品認定通知書」(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 会長は、審査会の認定審査で認定要件に適合しないと認められたときは当該市産品を推奨品に認定しないものとし、当該申請者に対して「(一社)多治見市観光協会推奨品認定審査結果通知書」(様式第2号の2)により通知するものとする。

(表示)

第10条 推奨品の認定を受けた市産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う者(以下、「認定事業者」という。)は推奨品の認定を受けた市産品(以下、「認定商品」という。)に、別に定める推奨品のマークを表示しなければならない。ただし、商品の形態によりマークを表示できない場合にはこの限りではない。

- 2 推奨品マークは次の各号のいずれかの方法で表示するものとする。

(1) 当協会にて次のイからハの通り販売する推奨品認定シールの貼付

- | | |
|-----------------------|-------|
| イ. 直径 50mm12 枚入り、販売価格 | 370 円 |
| ロ. 直径 35mm15 枚入り、販売価格 | 320 円 |
| ハ. 直径 20mm40 枚入り、販売価格 | 350 円 |

(2) 商品パッケージへの印刷

- 3 前項のいずれの方法においても、縦横比を維持した状態での大きさの変更を除き、推奨品認定マークのデザイン改変は一切認めないものとする。尚、デザイン改変が認められた場合、認定制度に対する信用を損失させる行為として第16条に定める認定の取り消し、若しくは改善のための必要な指導を行うものとする。

(認定商品)

第11条 認定商品を対象に次の各号に挙げる方法により、認定商品の振興を図ることができるものとする。

- (1) 当協会が発行するパンフレット等
- (2) 当協会ホームページ
- (3) 推奨品に関する取材(新聞、テレビ、ラジオ他)

(変更の届け出)

第12条 認定事業者は、第6条で提出した申請書に記載した内容に変更が生じたときは、「(一社)多治見市観光協会推奨品認定内容変更届」(様式第3号)によりすみやかに会長に届け出るものとする。なお、変更が生じることが明らかである場合には、変更が生じる日の前に届け出を行うことができる。

(認定の有効期間)

第13条 推奨品の認定有効期間は、認定した日の属する年度から起算して3年目の年度の3月31日までとする。ただし第16条の規定により認定を取り消された場合はこの限りではなく、取り消しの日からその効力は消滅する。

(有効期間の更新)

第14条 認定事業者は、前条の規定による有効期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、認定有効期間内に「(一社)多治見市観光協会推奨品認定(更新)申請書」(様式第1号)により申請を行い、審査を受けるものとする。

- 2 会長は前項の申請を受けた時には、第5条に規定する認定内容に関する審査を審査会に付託するものとする。
- 3 審査会は前項による付託があった時には、認定内容に変更がないかについて審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。
- 4 会長は審査会において認定内容に変更がないと認められるときには、認定した日の属する年度から起算して3年目の年度の3月31日まで認定有効期間を更新するものとする。
- 5 第1項の申請を行った認定商品の審査期間中は認定有効期間とみなす。なお、本項における審査期間とは第1項の申請書提出より第4項の審査結果確定までのことを指すものとする。

(認定の辞退)

第15条 認定事業者は「(一社)多治見市観光協会推奨品認定辞退届」(様式第4号)により、認定の辞退を申し出ることができる。

(認定の取り消し)

第16条 会長は、認定事業者又は認定商品が、第4条及び第5条に規定する認定要件に適合しなくなったと認められる時、又は認定制度に対する信用を損失させる行為があったと認められるときは、認定の取り消し、若しくは改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

(事故等の報告)

第17条 認定商品の生産、加工、製造、販売、流通等において事故等の問題が生じたときには、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該事故等の内容については「(一社)多治見市観光協会推奨品事故等報告書(様式第5号)により、すみやかに会長に報告しなければならない。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2018年2月16日から施行する。

推奨品マーク



20mm



35mm



50mm

別表 1

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定基準

認定基準	項目
(1) 商品の育成・振興及び多治見市の認知度・イメージの向上に意欲がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の育成・振興への意欲が期待できるか ・多治見市の認知度・イメージの向上につながる取り組みを行っているか
(2) 商品に多治見市の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、多治見市及び地域のイメージと結びつける物語性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・商品名や商品企画、原材料などに多治見市を表現する要素を持っているか
(3) 商品に独自性及び優位性がある。	<p>(食品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装、表示、風味、品質、価格、意匠において独自性及び優位性が感じられ、消費喚起が期待できるものであるか (陶磁器・その他) ・創造性、堅牢性、価格、意匠において独自性及び優位性が感じられ、消費喚起が期待できるものであるか
(4) 認定有効期間中に持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的、安定的に生産又は加工、製造できる組織力、体力があるか
(5) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等の関連法令に違反していないか ・消費者からの苦情・要望・問合せに対応できる体制、危機管理体制が整っているか

【様式第1号】

年 月 日

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定(更新) 申請書

(一社) 多治見市観光協会長 様

申請者 住所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名

㊞

(法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名)

(一社) 多治見市観光協会推奨品制度要綱第6条の規定により、下記について「(一社) 多治見市観光協会推奨品」の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 新規継続の別 新規 / 更新

2. 商品名

3. 添付資料

- ・(一社) 多治見市観光協会推奨品認定申請調書

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定申請調書

＜申請者の概要＞

法人・団体の名称			
法人・団体の住所	※主たる事務所の所在地を記入 〒		
生産・製造を行う 事業所の所在地	※農林水産物はほ場地域又はほ場所在地を記入（複数ある場合も記入） 〒		
(代表者) 氏名		(担当者) 氏名	
電話番号	— —	FAX 番号	— —
E メールアドレス			
ホームページアドレス			
創業年月日	年 月 日	法人設立年月日	年 月 日
信頼性	◇法人（個人事業主）として過去3年における法令違反 有 ・ 無 【有の場合その内容】		
	◇法人（個人事業主）として過去3年における重大な事故 有 ・ 無 【有の場合その内容】		

＜申請商品の概要＞

商品名			
小売価格（税込）	円	販売開始時期	年～
数量（内容量）		賞味期限 (消費期限)	
キャッチコピー			
特徴及び概要 (外観、食味、機能)			

(1) 商品の育成・振興及び多治見市の認知度・イメージの向上に意欲があるか	
◇商品の育成・振興の取組み	
◇多治見市のイメージ向上につながる取組み	
(2) 商品に多治見市の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、多治見市及び地域のイメージと結びつける物語性がある。	
◇自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながり、多治見市のイメージと結びつける物語性	
◇主たる原材料の原産地	
(3) 商品に独自性及び優位性があるか	
◇デザイン、ネーミング、ラベル、パッケージ、食味、機能等のセールスポイント	
(4) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能であるか	
販売時期	※いずれかの1つにレ印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 通年供給可 / <input type="checkbox"/> 季節供給 (月～ 月)
(県内)	(県外)

(5) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされているか

※以下の2項目について該当する場合はレ点をつけてください。

- 食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法等の関連法令に違反していない。
- 消費者からの苦情・要望・問合せに対応できる体制、危機管理体制がある。

※記載欄が不足する場合は別様に記載してください。

<添付資料>

- 商品の写真3枚以上（正面・上部・側面 ※鮮明な画質のもの）を添付または画像ファイルで送付（メール又はCD等に保存）してください。なお、ご提出いただいた写真は返却できませんのでご了承ください。

送付先メールアドレス：info1_1@tajimi-prc.com

- 商品パンフレット等がある場合は、一式添付してください。
- 食品については、商品表示に関する全てのパッケージやラベルシールの現物又はコピーを添付してください。
- 各種認証等を受けている場合は、その内容がわかる書類を添付してください。

※商品の写真を3枚以上（商品ラベル・正面・上部・側面 ※鮮明な画質のもの）

【様式第2号】

年 月 日

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定通知書

申請者 様

(一社) 多治見市観光協会長 ㊟

平成 年 月 日付けで申請のあった「(一社) 多治見市観光協会推奨品」認定について審査した結果、以下の通り認定することとしましたので通知します。

記

1. 商品名

2. 認定番号 第 号

3. 有効期限

4. 住所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名

(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

5. 認定理由

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定審査結果通知書

申請者 様

(一社) 多治見市観光協会長 印

年 月 日付けで申請のあった「(一社) 多治見市観光協会推奨品」認定について審査した結果、下記の理由により認定できませんでしたので通知します。

記

1. 商品名
2. 住所
(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名
(法人、団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)
3. 理由又は意見

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定内容変更届

(一社) 多治見市観光協会長 様

申請者 住所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名



(法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名)

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定要綱第12条の規定により、下記のとおり変更することとしましたので、その旨申し出ます。

1. 商品名

2. 認定番号 第 号

3. 変更の内容及びその理由

【変更前】

【変更後】

(理由)

4. 変更日 年 月 日

【様式第4号】

年 月 日

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定辞退届

(一社) 多治見市観光協会長 様

申請者 住所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名

㊟

(法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名)

(一社) 多治見市観光協会推奨品認定要綱第15条の規定により、下記の通り認定を辞退することとしましたので、その旨申し出ます。

1. 商品名

2. 認定番号 第 号

3. 辞退理由

(一社) 多治見市観光協会推奨品事故等報告書

(一社) 多治見市観光協会長 様

申請者 住所

(法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名



(法人、団体の場合は、名称及び主たる代表者の職名・氏名)

(一社) 多治見市観光協会推奨品要綱第17条の規定に基づき、以下の通り報告します。

記

商品名		
認定番号	第 号	
認定事業者	住所	
	氏名 (事業者名)	
事故等の内容		
処理結果		
再発防止策		